

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴う スポーツ少年団活動について

本件につきまして、警戒レベル移行に伴う活動の対応については、1月12日(水)で通知させていただいておりますが、本県では、今般、国に対してまん延防止措置等重点措置の適用を要請したところであり、群馬県教育委員会による部活動の対応等について通知が出されました。

このことから1月19日(水)以降のスポーツ少年団活動につきましては、下記のとおりとなりますので、感染防止に係る団指導者及び団員、保護者の意識をさらに高め、感染防止対策の徹底に一層留意するようお願いいたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本通知の趣旨を関係者に周知していただけるよう改めて、お願い申し上げます。

記

○国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等を踏まえ、指導者立会いの下、競技特性や活動内容に応じた感染防止策を徹底した上で原則として感染リスクの低い活動にとどめ活動可とする。

○対外試合等(合同練習、練習試合、発表会、大会などの他団体との交流を伴う活動等)については、県内の活動を含め、練習試合、合同練習及び宿泊を伴う活動については、行わないものとする。

○全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は、感染防止対策を徹底した上で参加を可とする。

なお、活動にあたっては、感染状況を踏まえた上で、感染防止対策を徹底し実施すること。

また、大会参加にあたっては、保護者の同意を得て参加すること。

令和4年1月19日
群馬県スポーツ少年団
本部長 松本博崇